第九十条中「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に、「第四十八条から」を「第五十一条から」に、「及び第百三十二条」を「、第百三十二条から第百三十七条まで及び第百三十九条」に改め、「、同法第四十八条、第四十九条第一項、第五十条第二項及び第四項並びに第百三十八条第一項及び第二項中「支店」とあるのは「従たる事務所」と、同法第十七条第三項」、「及び第二十条第三項」、「中「会社の支店」とあるのは「金融商品会員制法人の従たる事務所」と」及び「、第四十八条第一項、第四十九条第一項及び第三項、第五十条第一項から第三項まで」を削り、「、第五十三条並びに第百三十八条第一項」を「及び第五十三条」に改め、「、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「金融商品取引法第八十九条の二第二項各号」と」を削り、「読み替える」を「、同法第百四十六条の二中「商業登記法（」とあるのは「金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十条において準用する商業登記法（」と、「商業登記法第百四十五条」とあるのは「金融商品取引法第九十条において準用する商業登記法第百四十五条」と読み替える」に改める。

第百条の四中「、主たる事務所の所在地においては」を削り、「従たる」を「主たる」に改め、「は三週間以内に」を削る。

第百一条の二十第一項中「から」の下に「二週間以内に、」を加え、「は二週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に」、「の本店」及び「、組織変更後株式会社金融商品取引所の支店については会社法第九百三十条第二項各号に掲げる事項の登記を」を削る。

第百二条第一項中「支店並びに」及び「及び従たる事務所」を削る。

第百二条の十中「第八十九条の三」及び「第八十九条の四第一項」を「第八十九条の四」に改める。

第百二条の十一中「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に、「第四十八条から」を「第五十一条から」に、「及び第百三十二条」を「、第百三十二条から第百三十七条まで及び第百三十九条」に改め、「、同法第四十八条、第四十九条第一項、第五十条第二項及び第四項並びに第百三十八条第一項及び第二項中「支店」とあるのは「従たる事務所」と、同法第十七条第三項」、「及び第二十条第三項」、「中「会社の支店」とあるのは「自主規制法人の従たる事務所」と」及び「、第四十八条第一項、第四十九条第一項及び第三項、第五十条第一項から第三項まで」を削り、「、第五十三条並びに第百三十八条第一項」を「及び第五十三条」に改め、「、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「金融商品取引法第百二条の九第二項各号」と」を削り、「読み替える」を「、同法第百四十六条の二中「商業登記法（」とあるのは「金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百二条の十一において準用する商業登記法（」と、「商業登記法第百四十五条」とあるのは「金融商品取引法第百二条の九第二項各号」と読み替える」に改める。

第百三十九条の十二第二項中「いう。）」の下に「又は同法第七百十四条の二に規定する社債管理補助者」を、「当該社債管理者」の下に「又は社債管理補助者」を加える。

第百四十五条第一項中「から第四項まで」を削る。

第百四十六条中「及び第四項」及び「及び従たる事務所」を削る。

第百六十六条第二項第一号ヨ中「カ」を「ヨ」に改め、同号中ヨをタとし、カをヨとし、ヌからワまでをルからカまでとし、リの次に次のように加える。

ヌ　株式交付

第百六十六条第二項第五号チ中「ト」を「チ」に改め、同号中チをリとし、トをチとし、ハからへまでをニからトまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ　株式交付

第百六十六条第二項第十二号ト中「ヘ」を「ト」に改め、同号中トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、ニの次に次のように加える。

ホ　株式交付

第百六十六条第六項第三号中「若しくは第八百六条第一項」を「、第八百六条第一項若しくは第八百十六条の六第一項」に改め、同項第十一号中「又は株式交換」を「、株式交換又は株式交付」に改める。

第百六十七条第五項第三号中「若しくは第八百六条第一項」を「、第八百六条第一項若しくは第八百十六条の六第一項」に改め、同項第十三号中「又は株式交換」を「、株式交換又は株式交付」に改める。

（金融商品取引法の一部改正に伴う経過措置）

第二十六条　前条の規定による金融商品取引法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

（損害保険料率算出団体に関する法律の一部改正）

第二十七条　損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第二十三条から第二十四条の二までを次のように改める。

第二十三条から第二十四条の二まで　削除

第二十五条中「、第二条」を削り、「第五条まで」の下に「（登記所、事務の委任、事務の停止、登記官、登記官の除斥）を、「第十五条まで」の下に「（会社法人等番号、登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記事項証明書の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義、嘱託による登記）」を加え、「第二十三条の二まで、」を「第十九条の三まで（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例）、第二十一条から」に、「第十五号及び第十六号」を「第十四号」に改め、「除く。）」の下に「まで（受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認、申請の却下）を、「第二十六条」の下に「（行政区画等の変更）」を加え、「、第四十八条から第五十三条まで及び」を「（同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）、第五十一条から第五十三条まで（本店移転の登記）、」に、「第百四十八条まで」を「第百三十七条まで（更正、抹消の申請、職権抹消）及び第百三十九条から第百四十八条まで（行政手続法の適用除外、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外、審査請求、審査請求事件の処理、行政不服審査法の適用除外、省令への委任）」に、「第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは、「損害保険料率算出団体に関する法律第二十三条第二項各号」を「第百四十六条の二中「商業登記法（」とあるのは「損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第百九十三号）第二十五条において準用する商業登記法（」と、「商業登記法第百四十五条」とあるのは「損害保険料率算出団体に関する法律第二十五条において準用する商業登記法第百四十五条」と、同法第百四十八条中「この法律に」とあるのは「損害保険料率算出団体に関する法律に」と、「この法律の施行」とあるのは「損害保険料率算出団体（同法第二条第一項第三号に規定する損害保険料率算出団体をいう。）に関する登記」に改める。

（損害保険料率算出団体に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条　前条の規定による損害保険料率算出団体に関する法律の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

（協同組合による金融事業に関する法律の一部改正）

第二十九条　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の五中「（会社法）」の下に「第三百十四条（取締役等の説明義務）、」を加え、「及び」を「（第三号から第五号までを除く。）及び」に改め、「において」の下に「、同法第三百十四条中「取締役、会計参与、監査役及び執行役」とあるのは「理事」と」を加え、「「監事」を「「監事」と、同法第三百六十一条第一項第六号中「金銭でないもの（当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。）」とあるのは「金銭でないもの」と、同条第四項中「第一項各号」とあるのは「第一項各号（第三号から第五号までを除く。）」に改める。